

Let's try farming in Kagawa.

就農就業 マニュアル 2025

かがわ



香川県／香川県新規就農・農業経営相談センター



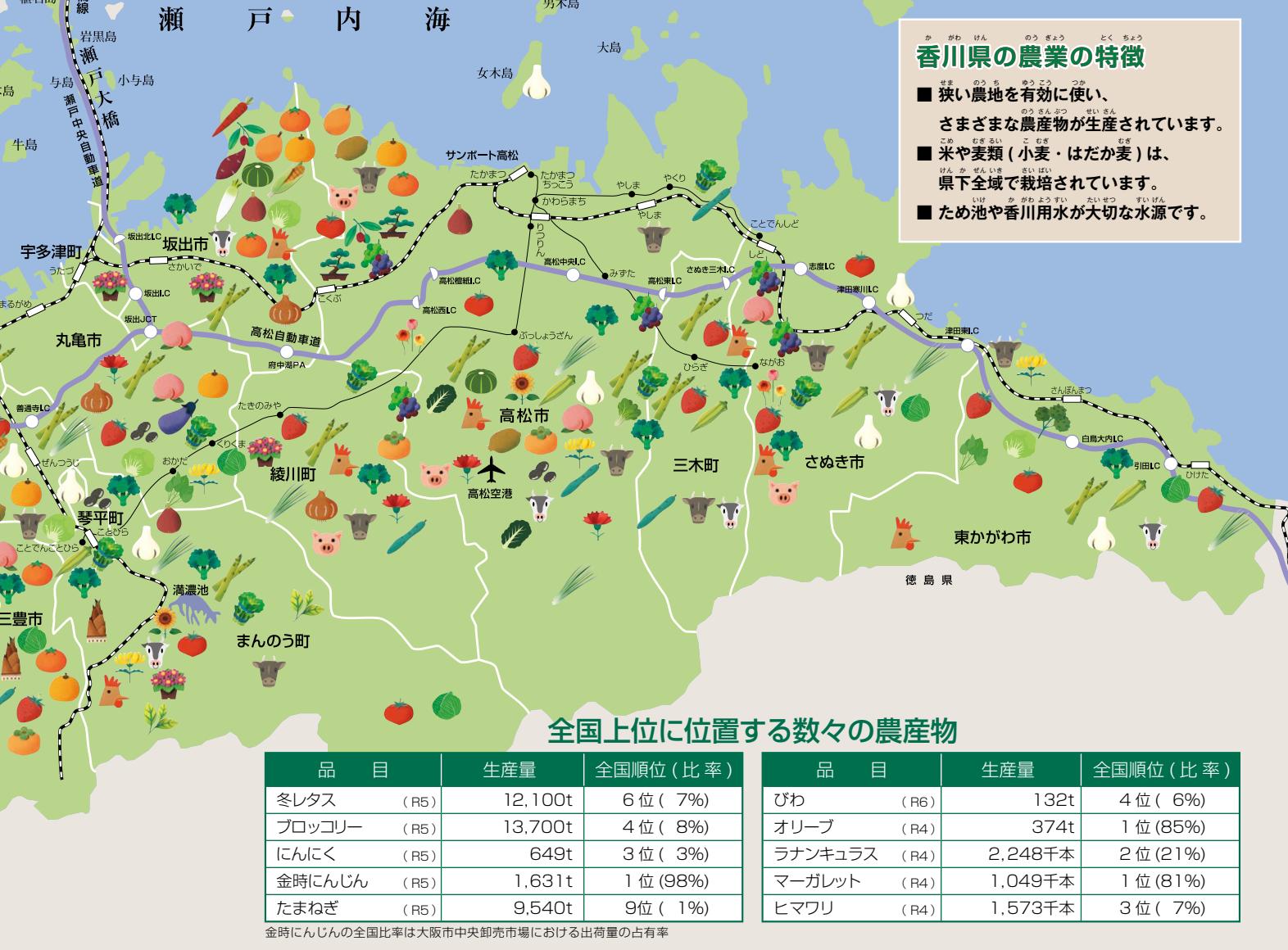


香川県の農産物マップ

レタス・ロemainレタス
なばな
ブロッコリー
バセリ
セルリー
食べて菜
キャベツ
まんば ひやつか
アスパラガス さぬきのめざめなど
にんにく
青ねぎ
たまねぎ
モロヘイヤ さぬきのへいやなど
トマト・ミニトマト
なす 三豊なすなど
オクラ
きゅうり
スイートコーン
かぼちゃ
だいこん
さつまいも かんしょ
金時にんじん
香川本鷹
たけのこ

いちご さぬきひめ・女峰など
キウイフルーツ 香緑・さぬきゴールド・さぬきキウイ etc.
温州みかん 小原虹早生など
中晩かん 不知火・いよかん・はっさくなど
茶
肉用牛
レモン
いちじく
にわとり
豚

※ このイラストマップは産地を示すもので、地図上の場所だけでとれているものではありません。



全国上位に位置する数々の農産物

品目	生産量	全国順位(比率)
冬レタス (R5)	12,100t	6位 (7%)
ブロッコリー (R5)	13,700t	4位 (8%)
にんにく (R5)	649t	3位 (3%)
金時にんじん (R5)	1,631t	1位 (98%)
たまねぎ (R5)	9,540t	9位 (1%)

品目	生産量	全国順位(比率)
びわ (R6)	132t	4位 (6%)
オリーブ (R4)	374t	1位 (85%)
ランキュラス (R4)	2,248千本	2位 (21%)
マーガレット (R4)	1,049千本	1位 (81%)
ヒマワリ (R4)	1,573千本	3位 (7%)

金時にんじんの全国比率は大阪市中央卸売市場における出荷量の占有率



かがわ地産地消推進運動
イメージキャラクター
「讀太くん」

新規就農・香川県農業の概要

香川県農業の概要

本県の県土面積は、国土面積の0.5%と全国で最も狭いものの、平野部が多く耕地面積は29,300ha(令和3年)で全国の0.7%を占めています。恵まれた気候や立地条件の下、収益性の高い作物を中心にレタス、金時にんじん、マーガレット、オリーブなど全国に誇れる特色ある農産物が栽培され、県内はもとより京浜や京阪神地域等に、新鮮で良質な農産物を供給しています。

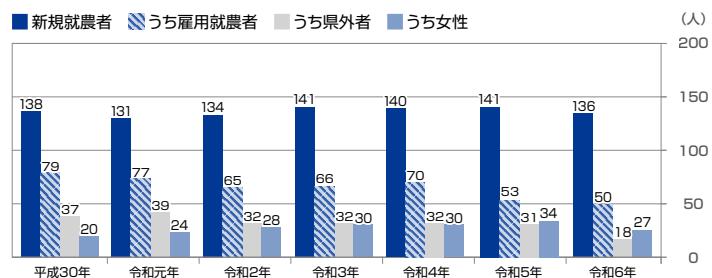
本県農業の基礎的指標

区分	香川県	全国比率	全国順位
農家戸数	29,222戸	1.7%	28位
農家人口 (販売農家)	50,978人	1.5%	30位
耕地面積	29,300ha	0.7%	40位
農産物作付延べ面積	23,900ha	0.60%	41位
水稻	11,700ha(49%)	0.80%	37位
麦類	2,900ha(12%)	1.05%	18位
大豆・そば・なたね	91ha(0%)	0.04%	40位
その他(野菜・果樹・花きなど)	9,220ha(39%)	0.45%	38位
耕地利用率	80.5%	—	37位
農業産出額	792億円	0.89%	35位

資料：農林水産省
「農業センサス」、
「耕地面積調査」、
「農業経営統計調査」等

香川県の新規就農者

本県の基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合が80%を超えており、新規就農者については、令和6年度は、136人（自営就農86人、雇用就農50人、女性27人）と、依然として一定の水準を維持しています。ライフスタイルや農業に対する価値観の多様化などにより、中途退職者や他産業従事者など、いわゆるU-J-Turnにより就農を希望するケースが定着しつつあり、県外からの新規参入者や女性農業者の割合が高い傾向にあります。



就農の「こころ構え」10か条

1 自己責任、自己管理が基本です

農業のみならず、社会において自立し、評価を得るために「自己責任」、「自己管理」ができなければなりません。曖昧な心構え、気持ちでの新規就農は厳に慎むべきです。また、農業経営においては、農作物の生産だけでなく、収支計算から販売先の確保まで自己責任で行うことが大原則です。

2 明確な目標、確たる意思をもつこと

何ごとを行うにも、「初めに目標ありき」です。明確な、そして実現可能な経営目標を立て、確たる意思のもとで、その実現に向けて着実にステップアップすべきです。

3 技術力・経営管理能力の取得はできていますか

就農に先立ち、自分の技術力や経営管理能力を十分に磨いておくことが必須の条件です。研修施設や農家の実践研修を十分に積んでおくことが必要です。

4 農業・農村の実情を十分に把握すること

漠然とした状態での就農は非常に無謀、破綻の憂き目に遭うことが必ずです。農業の本質、農業とはどのような産業なのか、農村社会やその実情はいかなるものかなどについて、事前に十分な状況把握に努め、熟知しておくことが必要です。

5 地域選定と地域の合意に努めること

就農地の選定は、自分の農業経営に最適かどうかだけでなく、家族の日常生活、子供の教育などの利便性についても配慮すべきです。その地域（集落）に快く受け入れてもらえるよう、就農するまでに十分すぎるほど意疎通や合意形成を図っておく必要があります。

6 家族の同意を得ていますか

就農するにあたって、家族の同意を得ていますか。就農するには住居地の移転が必要な場合もあり、家族経営は家族の協力がないと成り立たないものです。

7 農地取得など経営基盤づくりは可能ですか

農地がないと農業は始めません。農地の確保については、市町農業委員会や香川県農地機構に相談してください。また、農業機械やハウスなどの施設の整備も必要です。過剰投資を避け、自分の経営規模や資金力に見合う投資を心がけるべきです。さらに、収穫した農産物を出荷するために、洗浄や選別、袋詰などに必要な作業場を確保することも必要です。

8 住居の確保はできていますか

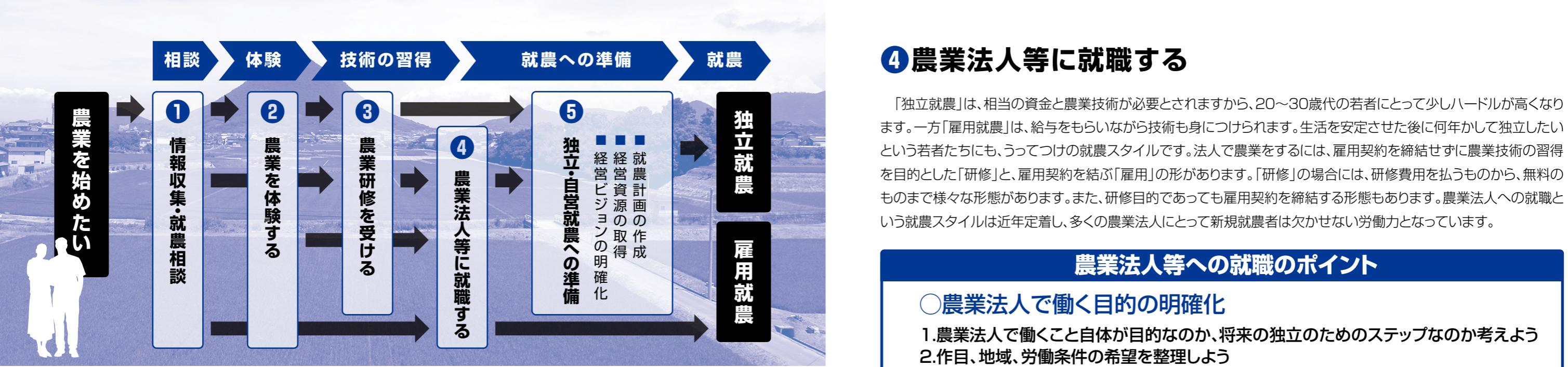
住居は農地の近隣に確保することが望れます。地域選定や地域との合意のプロセスで、住居の取得の可否についても情報が得られるはずです。借家も含めて地元の方々の協力を得ることが望ましいと言えます。なお、香川県全域を対象とする「空き家バンク」を検索して情報を得ることができます。

9 資金(資本)の確保は大丈夫ですか

農業経営を開始するにあたっては、その準備段階から多額の資金が必要です。農業経営に必要な資金の外、住居や生活拠点の確保など多岐にわたります。また、農業経営で安定した収益を上げるまでの期間の運転資金も確保することが必要です。

10 各種の施策・制度の活用について

新規に就農する方に対しては、就農準備、就農時の支援のため、各種の施策・制度が設けられており、条件が整えば活用できます。十分に情報を得ておく必要があります。



1 情報収集・就農相談

香川県新規就農・農業経営相談センター

香川県の総合支援窓口で
全国新規就農相談センターと連携

無料職業紹介(農業関係)
新規就農に関する県内関係機関・
団体との情報ネットワーク

●香川で活躍する新規就農者や研修を受け入れる里親を紹介 <https://kagawa-nk.jp/farming/> 香川県新規就農

香川で農業をはじめるときに読むサイト
香川県新規就農・農業経営相談センター

詳しく見る▶

○その他の情報収集は

- 香川県農政水産部農業経営課 新規就農者に関する施策・支援策の窓口
- 香川県就職・移住支援センター 香川県への移住・求職に関する相談窓口
- JA香川県担い手サポートセンター 担い手として農業所得向上に意欲ある農業者に対して直接訪問するなど担い手のニーズに即した支援を行う窓口

○就農地が決まれば

- 香川県農業改良普及センター(東讃、小豆、中讃、西讃) 農業技術及び農業経営に関する助言・指導
- JA香川県
- 市町農業主務課・農業委員会 農地・住宅の確保、地域との連携など

2 農業を体験する

お試し就農促進事業 就農希望者が里親のもとで行う短期研修の取組みを支援 ■ 香川県農業経営課

農業基礎講座 仕事を持つ人が働きながら農業の基礎を学ぶことができるよう夜間の講義と休日の実習で農業についての理解と就農意欲の向上 ■ 香川県立農業大学校

3 農業研修を受ける

里親のもとでの研修 県登録の里親のもとで実践的な研修を受けることにより、栽培技術の習得や地域との交流を深めながら就農準備を進めるもの

就農準備研修・就農実践研修 野菜、花き、果樹の栽培管理に関する技術習得のための実習及び講義 ■ 香川県立農業大学校

JJA香川県 農業インター制度 JJA香川県の臨時職員として、農業法人等で1年間農業研修を行い、研修後は直ちに就農する制度 ■ JJA香川県園芸指導課

4 農業法人等に就職する

「独立就農」は、相当の資金と農業技術が必要とされますから、20~30歳代の若者にとって少しハードルが高くなります。一方「雇用就農」は、給与をもらいながら技術も身につけられます。生活を安定させた後に何年かして独立したいという若者たちにも、うってつけの就農スタイルです。法人で農業をするには、雇用契約を締結せずに農業技術の習得を目的とした「研修」と、雇用契約を結ぶ「雇用」の形があります。「研修」の場合には、研修費用を払うものから、無料のものまで様々な形態があります。また、研修目的であっても雇用契約を締結する形態もあります。農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、多くの農業法人にとって新規就農者は欠かせない労働力となっています。

農業法人等への就職のポイント

○農業法人で働く目的の明確化

1. 農業法人で働くこと自体が目的なのか、将来の独立のためのステップなのかを考えよう
2. 作目、地域、労働条件の希望を整理しよう

○希望する農業法人を探す

1. 求人情報を収集しよう

香川県新規就農・農業経営相談センター、全国農業会議所(新・農業人フェア)、公益社団法人日本農業法人協会などのほか、各種求人サイトの情報を活用しよう。

農業関係の無料職業紹介

- 香川県農地機構
- ハローワーク
- JA香川県
「アグリワーク」

2. 候補となる法人が見つかったら、実際にその法人で農作業体験・研修をしよう

3. 農業法人の担当者と、勤務内容、勤務条件、将来像などについてよく話し合い、お互いが合意したならば労働契約を結ぼう

5 独立・自営就農への準備

新しく農業を始めるには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設が必要となります。また、多くは移住をともなうため、⑤住宅をみつける必要があります。農業経営者となることは、事業を新たに起こすこと変わりありません。ただし、自然相手の作物生産であることや、生産と生活の現場が一体化して地域社会との関係が密接であるなどの特徴があります。

- 独立は無理せず慎重に
- 県や市町などの新規就農支援制度をできるだけ活用する
- 運転資金、生活資金を自己資金で準備する

経営が安定するまで3~5年。
できれば、自己資金を500万円以上は準備したい。
- 事業に投資は必要

設備資金は借り入れ、
自己資金はいざというときのための手持ち資金に。
- 無利子だからといって借りすぎない

返済は必ずやってくる。
返済期間は短く、年間の返済額も小さくない。
- 経営計画は整合性のある計画をたて、経営は勘ではなく記帳など計数で管理する

複式簿記は必須。青色申告も積極的に行う。
- 認定新規就農者になる

何をしてくれるかではなく、
どう制度を活用するかが大事である。

独立就農のポイント

1. 目指す農業経営のビジョンの明確化

新しく農業を始めるということは、新たに事業を開始するということであり、自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」意思を固めることが大切です。

- なぜ就農を意識するようになったのか
- どういった経営をするのか
- どういった作目を選定するのか
- どういった栽培をするのか
- どういった経営をするのか
- どれくらい農地を確保したいか
- 何年ぐらいで、どのくらい所得を確保したいか

などを具体化する必要があります。

2. 就農地の選定

就農する場合に、希望する地域を決める必要があります。作物にはその作物に適した気象条件や土壤条件があることから、「どんな農業をやるのか」、「どんな作物を作りたいか」も就農地域を選定するための重要な要因になります。また、取り組もうと考えている作目の主産地では、産地部会やJA、農業改良普及センターなどの生産技術の指導体制が整っており、さらに集出荷施設や作業支援体制が整備されているなど、初めて取り組む農業者にとって有利な面が多いものと考えられます。さらに、住宅事情など定住に向けた生活条件についても十分考えておく必要があります。

3. 経営計画の作成

就農するにあたっては、経営計画を立てて、目指す農業経営のイメージが実現可能かどうか検討することが必要です。作目、農地面積、労働力、資本などを踏まえ、3~5年後の生産計画を立て、どの程度の所得が確保できるか試算することが必要です。また、経営計画の作成にあたっては、地域の実態について詳しい農業改良普及センターなどに相談することも必要です。

一経営計画の作成の留意点ー

- 新規就農とは、事業の経営者となることの自覚をもつこと
- 当面(3~5年程度)の経営目標を決めること

栽培技術が高くないことから、当面の経営規模当たりの収益は、一般農家の5割程度に見積もる。
当面の生活費も計画に盛り込み、できるだけ自己資金を準備すること。

- 過剰な投資は絶対に避けること

機械・施設の装備は必要最小限に努め、できるだけ中古機械や施設の購入や譲り受けなど初期投資を軽減する。また、新規就農者向けの補助事業を活用することも初期投資軽減につながる。

新規就農者のための農業経営指標

【前提条件】労働力は、標準的な家族農業経営(主たる従事者1人、補助従事者1人)を想定し、農繁期に必要に応じてパートによる雇用を含むものとしています。

No	営農類型	経営規模	初期的資本整備額	農業所得(万円)	労働時間(時間/年)(雇用含)	生産方式
1	水稻 + 麦 + 作業受託 【稲作・麦類作(複合経営)】	[作付面積等] 水稻(中生) 麦(小麦) 作業受託 耕起・代かき・田植 収穫・乾燥・調製 [経営面積] 300a	300a 500a 500a 300a	27,952 千円	209	1,226 (1,245) 【水稻】 ●「ヒノヒカリ」普通期移植栽培、6月下旬移植 ●自家育苗、自家乾燥 【麦】 ●「さぬきの夢2009」
2	水稻 + 葉ネギ + レタス 【露地野菜】	[作付面積等] 水稻(早生) 葉ネギ レタス(年内どり) レタス(年明どり) レタス(春どり) [経営面積] 150a	110a 30a 40a 50a 30a 150a	13,388 千円	258	3,114 (3,159) 【水稻】 ●「コシヒカリ」 ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 【葉ネギ】 ●6月~10月どり ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月~5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
3	水稻 + オクラ + レタス 【露地野菜】	[作付面積等] 水稻(早生) オクラ レタス(年内どり) レタス(年明どり) レタス(春どり) [経営面積] 150a	100a 10a 40a 50a 30a 150a	12,855 千円	259	3,494 (3,835) 【水稻】 ●「コシヒカリ」 ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 【オクラ】 ●トンネル、露地栽培 ●「アーダーファイブ」 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月~5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
4	水稻 + アスパラガス + ブロッコリー 【露地野菜・施設野菜(複合経営)】	[作付面積等] 水稻(早生) アスパラガス(施設) ブロッコリー [経営面積] 170a (うち施設面積10a)	100a 10a 130a 170a	19,803 千円	257	2,285 (2,387) 【水稻】 ●「コシヒカリ」 ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 【アスパラガス】 ●「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内~春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用
5	キャベツ 【露地野菜】	[作付面積等] キャベツ(11月どり) キャベツ(1月どり) キャベツ(3月どり) キャベツ(4月どり) [経営面積] 220a	60a 60a 50a 50a 220a	10,450 千円	213	2,284 (2,810) ●品種の組み合わせによる周年栽培 ●セル成型苗、移植機
6	レタス + スイートコーン 【露地野菜】	[作付面積等] レタス(年内どり) レタス(年明どり) レタス(春どり) スイートコーン [経営面積] 170a	50a 70a 30a 20a 170a	12,287 千円	246	2,569 (2,816) 【レタス】 ●11月~5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり 【スイートコーン】 ●購入苗、人力定植 ●出荷調製支援利用 ●レタスのうね、トンネルを活用

【用語説明】初期的資本整備額:トラクター、ビニールハウスなど品目ごとに必要な機械・施設を新調した時の取得価格を想定しています。
農業所得:売上から資材費、農薬費、減価償却費など経費を差し引いたものです。

No	営農類型	経営規模	初期的資本整備額	農業所得(万円)	労働時間(時間/年)(雇用含)	生産方式
7	ナス + ブロッコリー 【露地野菜】	[作付面積等] ナス ブロッコリー(年内～年明どり) 15a 120a ブロッコリー(春どり) 30a [経営面積] 150a	9,890 千円	340	2,819 (2,933)	【ナス】 ●露地栽培 ●購入苗、一文字仕立て ●ソルゴー活用により 防風ネット張を省力化 【ブロッコリー】 ●春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用
8	キュウリ + ナバナ 【露地野菜・ 施設野菜 (複合経営)】	[作付面積等] キュウリ半促成 キュウリ露地 キュウリ抑制 ナバナ 8a 8a 8a 16a [経営面積] 32a (うち施設面積8a)	17,366 千円	211	2,514 (2,529)	【キュウリ】 ●ハウス半促成・抑制(無加温)、 夏露地 【ナバナ】 ●「花かんざし」、「花飾り」
9	露地キュウリ + ナバナ 【露地野菜】	[作付面積等] キュウリトンネル キュウリ夏露地 キュウリ秋露地 ナバナ 8a 8a 8a 20a [経営面積] 34a	10,446 千円	218	2,384 (2,450)	【キュウリ】 ●露地栽培 【ナバナ】 ●「京の春」、「花かんざし」、「花飾り」
10	イチゴ 【施設野菜】	[作付面積等] イチゴ(養液) 20a [経営面積] 20a (うち施設面積20a)	35,186 千円	315	3,524 (4,835)	●「さぬき姫」 ●香川型高設施設栽培「らくちん」 システム
11	ミニトマト 【施設野菜】	[作付面積等] ミニトマト(養液) 20a [経営面積] 20a (うち施設面積20a)	28,590 千円	201	3,792 (8,371)	●「千果」 ●購入苗、養液栽培、長期どり ●マルハナバチ導入 ●選果機
12	施設ぶどう + 露地ぶどう 【果樹類】	[作付面積等] 施設ぶどう 「シャインマスカット」 露地ぶどう 「シャインマスカット」 10a 10a [経営面積] 20a (うち施設面積10a)	20,997 千円	267	1,070 (1,112)	【施設ぶどう】 ●「シャインマスカット」無加温10a 【露地ぶどう】 ●「シャインマスカット」トンネル栽培
13	露地みかん + 施設中晩柑 + キウイ フルーツ 【果樹類】	[作付面積等] 露地みかん 「小原紅早生」 露地みかん 「青島温州」 施設中晩柑 キウイフルーツ 「さぬきゴールド」 30a 20a 10a 20a [経営面積] 80a (うち施設面積10a)	21,597 千円	255	1,838 (1,994)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ 灌水同時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【施設中晩柑】 ●「不知火」ドリップ灌水同時 施肥栽培 【キウイフルーツ】 ●「さぬきゴールド」一文字整枝、 溶液授粉

No	営農類型	経営規模	初期的資本整備額	農業所得(万円)	労働時間(時間/年)(雇用含)	生産方式
14	キウイ フルーツ 【果樹類】	[作付面積等] キウイフルーツ 「さぬきゴールド」 キウイフルーツ 「香緑」 キウイフルーツ 「さぬきエンジェルスイート」 30a 10a 10a [経営面積] 50a	20,986 千円	230	1,408 (1,459)	●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる 生育予測と園地区分
15	露地もも 【果樹類】	[作付面積等] 露地もも「日川白鳳」 露地もも「あかつき」 露地もも「なつおとめ」 40a 30a 20a [経営面積] 90a	17,191 千円	204	1,996 (3,042)	●早生「日川白鳳」、中生「あかつき」、 中生「なつおとめ」
16	輪ギク 【花き・花木】	[作付面積等] 秋ギク「神馬2号」 夏秋ギク「精の一世」 40a 20a [経営面積] 20a (うち施設面積20a)	27,249 千円	214	2,250 (2,321)	●直挿し栽培、無摘心栽培、土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と 育苗作業の効率化 ●四段サー毛変温管理 ●低温期における低温開花性品種 「神馬2号」を利用 ●持込み共選
17	カーネーション 【花き・花木】	[作付面積等] カーネーション 15a [経営面積] 15a (うち施設面積15a)	26,093 千円	359	2,847 (2,940)	●ベンチ栽培、養液土耕栽培、 反射マルチ栽培 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理
18	マーガレット + ひまわり 【花き・花木】	[作付面積等] マーガレット(施設) ひまわり(施設) ひまわり(露地) 20a 10a 5a [経営面積] 20a (うち施設面積15a)	18,833 千円	212	1,902 (1,922)	【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット 【ひまわり】 ●テープシーダ播種機 ●種子の予措とベタ掛け
19	マーガレット + 小ギク 【花き・花木】	[作付面積等] マーガレット(施設) 小ギク(露地) 20a 15a [経営面積] 30a (うち施設面積15a)	19,133 千円	239	2,290 (2,582)	【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット 【小ギク】 ●マルチ被覆による土壤水分確保と 雑草抑制 ●ウイロイドフリー苗の購入 ●電照による開花調節
20	ラナンキュラス + 小ギク 【花き・花木】	[作付面積等] ラナンキュラス(施設) 小ギク(露地) 15a 10a [経営面積] 25a (うち施設面積15a)	16,768 千円	263	2,391 (2,765)	【ラナンキュラス】 ●ウイルスフリー塊根の購入による 品質及び生産性の確保 ●防虫ネット、シリバーマルチによる 病害対策と防除回数の削減 【小ギク】 ●マルチ被覆による土壤水分確保と 雑草抑制 ●ウイロイドフリー苗の購入 ●電照による開花調節

※「 」は品種名。()は作型、品目名。

就農・就業にあたっての支援

1 認定新規就農者制度

新規就農者を大幅に増やし、担い手として活躍いただくため、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が必要なことから、市町の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

1.青年等就農計画の対象者

対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

- ①青年(原則18歳以上45歳未満)
- ②特定の知識・技能を有する者(65歳未満)
- ③上記の者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間(5年)以内の者を含み、認定農業者を含みません。

2.青年等就農計画の認定

- ①新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町に提出
- ②市町が同計画を審査・認定
- ③市町は青年等就農計画を認定後、当該計画申請者に通知
- ④市町、県等関係機関により、計画達成をフォローアップ等

3.認定新規就農者のメリット措置

- ・新規就農者育成総合対策(経営開始資金)
- ・新規就農者の経営発展支援事業等の補助事業
- ・青年等就農資金(無利子融資)
- ・認定新規就農者への農地集積の促進
- ・経営所得安定対策
- ・農業経営基盤強化準備金



青年等就農計画認定申請書(イメージ)

(様式) (記入例) 青年等就農計画認定申請書 年月日
○○市町村長 殿
申請者住所 ○○市○○町○○番地
氏名 <名称・代表者> 農林 A
○○年○月○日生(○○歳)
農林 B
○○年○月○日生(○○歳)
<法人設立年月日 ○○年○月○日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画
就農地 ○○市 農業経営開始日 ○○年○月○日
 新たに農業経営を開始
 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始
 親の農業経営を継承
 全体、口一部 繙承する経営での従事期間 年 か月
「複合経営(肉用牛+その他(きのこ菌床栽培))」

将来の農業経営の構想
(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)
現状 目標(年)
年間農業所得 1,000 千円 3,000 千円
年間労働時間 2,000 時間 2,000 時間

農業経営の規模に関する目標	作物・部門名	現状		目標(年)	
		作付面積 耕種頭数	生産量	作付面積 耕種頭数	生産量
	黒毛和種・繁殖牛	10頭	販売0頭	50頭	販売50頭
	飼料用米	499a	○○t	499a	○○t
	放牧地	1,000a	○○t	1,000a	○○t
	庭園・花壇	1a	○○t	1a	○○t
	特定作業受託	1,000a		2,000a	
	総耕地面積合計	2,500a		3,500a	
区分	地目	(所在地)(市町村名)	現状	目標(年)	
所有地	田畠	A市		499a	
	採草放牧地		1,000a	1,000a	
借入地	地目	(所在地)(市町村名)	現状	目標(年)	
	田畠	B町	499a		
	採草放牧地				
特定農作業受託	作目	作業	現状	目標(年)	
	水稻	耕起・代わり、田植え、収穫・脱穀	500a	○○t	1,000a
	大豆	耕起・整地、播種、収穫	500a	○○t	1,000a
作業受託	作目	作業	現状	目標(年)	
	麦	耕起・整地、播種、収穫	300a	300a	300a
	麦	播種	300a	300a	300a
	單純計算		600a	600a	600a
	換算後		200a	200a	200a
事業名	内容	現状	目標(年)		
観光農園	

(一部抜粋)

2 農業技術の習得や経営能力向上等への支援

新しく農業を始めるにあたっては、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理の知識など多くのことを学ぶ必要があります。また、技術や知識を身につけることは、「作りたい作物」、「飼いたい家畜」、「就農したい地域」などやりたい農業のイメージづくりにも役立ちます。

奨学制度

○JA香川県就農奨学金

新規就農予定者に奨学金を給付することで、就農にあたって必要となる技能や知識の習得をサポートします。

- 給付金額：年間60万円

- 対象者：原則45歳未満でJA香川県が認めた教育機関に就学する者
就学終了後、1年内に就農し、5年間就農を継続すること(雇用就農含む)

○就農を支援するための研修

研修項目	研修コース	研修期間	研修内容
就農実践研修	野菜コース 花きコース 果樹コース	4月～翌年3月 (1年間)	農業に必要な実践的知識と野菜・花き・果樹の栽培管理技術を習得する初心者向けの研修。 (参考)令和6年度受講料41,900円+教材費(実費)
就農準備研修	野菜コース 花きコース	I期(4～9月) II期(10～3月)	野菜・花きの基礎知識と栽培管理技術を習得する初心者向けの研修。研修期間は6ヶ月間で、4月、10月の年2回開講。 (参考)令和6年度受講料23,320円+教材費(実費)
農業基礎講座	農業基礎全般 実習 (野菜栽培)	7月 10月	農業に興味を持ち、近い将来農業を始める人向けの初歩的な研修。休日を活用して、基礎的な知識を習得。5回の座学と1回の実習を実施。(無料)

○営農技術向上を図るための研修

- 農業機械利用技能者養成研修
大型トラクターの安全運転操作や点検・整備など、農業機械の利用技術を習得するための研修で、大型特殊免許(農耕車限定)等の取得を目指します。

○農業経営を発展させるための研修

- フォローアップ研修
農大技術研修科が開講する講義の中から、知識の習得やスキルアップのために必要な講義を聴講できます。(病害虫防除、鳥獣害防止対策、営農計画など)

○新規就農者の里親育成事業

就農希望者を受け入れて研修を実施し、独立に向けた準備をサポートとともに、独立後も総合的にサポートする先進農家等(里親)の取組みを支援します。

○JA香川県農業インター制度

先進的な経営体・農家、農業大学校、農業試験場、JA香川県等での研修及び実習(1年程度)なお、インター期間中のみJA香川県の臨時職員として採用します(月給制、社会保険あり)

※JA香川県の追加支援措置としてインター修了者が就農する際の営農費用(種苗費、肥料費、修繕費等)の一部を助成し、就農直後の経営の安定化につなげます。

○新規就農者育成総合対策(雇用就農資金)

●雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を支援します。(助成金60万円、支援期間4年間)

プロ農家で学ぶ

③ 新規就農者育成総合対策(就農準備資金・経営開始資金)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修を後押しする就農準備資金(2年以内)及び就農直後の経営確立を支援する経営開始資金(3年以内)を交付するものです。

就農準備資金

香川県立農業大学校や先進農家等県登録の里親のもとでおおむね1年以上の研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付するものです。

経営開始資金

市町が作成する「地域計画」のうち、目標地図に位置づけられた(見込みも含む)認定新規就農者に、年間最大150万円を最長3年間交付するものです。

【就農準備資金の概要】

● 対象者の要件

- ①就農予定期の年齢が原則49歳以下の方
- ②県が認める研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する方

先進農家等で研修する場合は、対象者の親族(三親等以内)でないこと及び過去に雇用契約を結んでいないこと

③研修終了後1年以内に、以下のいずれかの方法で就農する方

独立・自営就農し、就農後5年以内に認定農業者または認定新規就農者になること

農業法人等に常勤で雇用されて就農すること

親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる、又は、独立自営就農すること

④原則として前年の世帯全体の所得(※)が600万円以下である方

⑤農業経営人材育成研修プログラムの初期コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了することなど

④ 交付額と交付期間

交付期間1月につき1人当たり12.5万円(1年につき最大150万円)、最長2年間(交付主体:県・市町)

特例

- 国内の2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長
- 妊娠、出産により研修を休止する場合に交付期間を最長3年延長

返還措置

適切な研修を行っていない場合、研修を途中で休止・中止した場合、研修終了後1年以内に原則49歳以下で就農しなかった場合、交付期間の1.5倍(最低2年間)就農を継続しない場合など、資金の全部または一部を返還していただくことがあります。

【経営開始資金の概要】

● 対象者の要件

- ①市町で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者で、独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の方
- ②就農する市町の「地域計画」のうち目標地図に位置づけられている方(見込みも可)、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ③生活保護等生活費を支給する国の他事業による給付を受けておらず、また雇用就農資金による助成を受けていない方
- ④原則として前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得(※)が600万円以下の方
- ⑤農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了することなど

独立・自営就農とは

- 以下の条件を全て満たすことを指します
- ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ④経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

④ 交付額と交付期間

交付期間1月につき12.5万円(1年につき最大150万円)、最長3年間(経営開始後3年度目分まで)(交付主体:市町)

夫婦ともに就農する場合は1.5人分、複数の新規就農者が法人を新設して共同経営する場合はそれぞれに最大150万円

④ 交付停止・返還措置

原則として前年の世帯所得(※)が600万円(本資金含む)を超えた場合、青年等就農計画を実行するための必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町が判断した場合は交付停止となります。

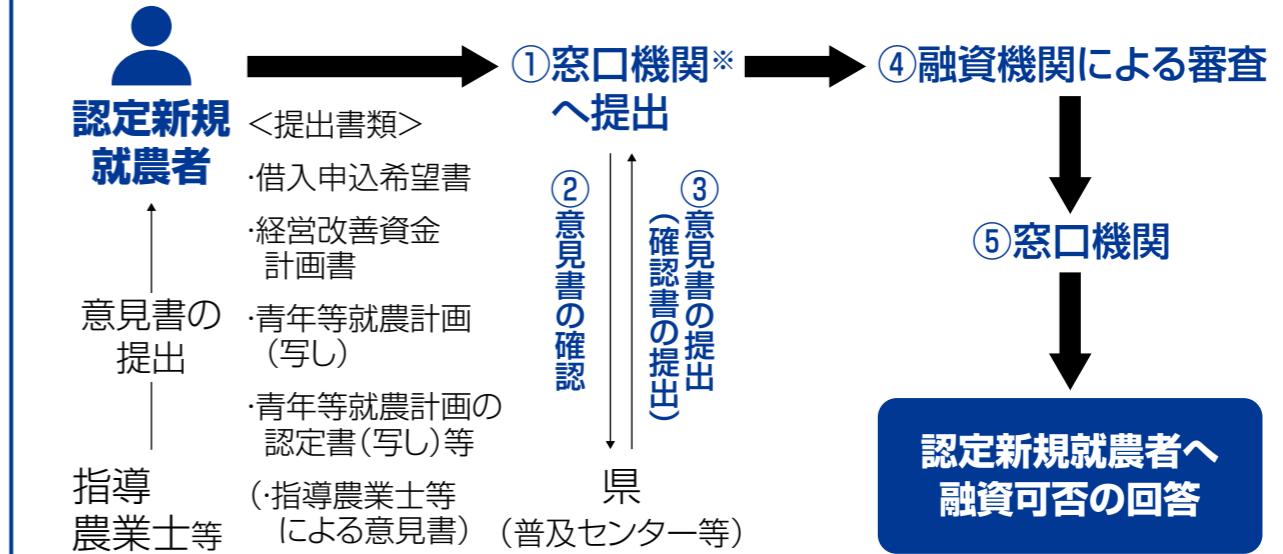
また、交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しなかつた場合は、資金を返還することになります。

※「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

④ 経営発展に向けての制度資金の活用

新たに農業を始めるにあたっては「資金」が必要となります。就農時に借り受けができる資金は次のとおりです。ただ、資金制度があるからといって安易に借り入れることは、資金の償還時に農業経営を圧迫する要因となる場合もありますので注意が必要です。

青年等就農資金の借入の流れ



*民間金融機関、日本政策金融公庫の受託金融機関、日本政策金融金庫

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額
青年等就農資金 農業経営開始資金	●農地等の改良等 ●農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ●農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 ●創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 ●家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金	無利子 償還期間 17年 (うち据置5年以内)以内	認定新規就農者	3,700万円 (特認1億円) 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

備考／市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額
経営体 育成強化資金 新規就農者の必要とする農地等を取得するための資金	●農地の取得に必要な資金 ●農業用建構築物、農機具の購入費 ●果樹等の植栽、育成費 ●家畜の購入、育成費	償還期間 25年 (うち据置3年以内)以内 (農地等の取得の場合は据置5年)	認定新規就農者	事業費の80%以内 (個人)1億5,000万円 農地等の取得の場合 1,000万円

備考／市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額
農業近代化資金 新規就農者の必要とする初期投資資金	●農業用建構築物、農機具の購入費 ●果樹等の植栽、育成費 ●家畜の購入、育成費 ●農地又は牧野の改良、造成	償還期間 17年 (うち据置5年以内)以内 【貸付利率】2.00% (令和7年6月18日現在)	認定新規就農者	(個人) 1,800万円 ただし、融資率は事業費の80%以内

備考／市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること

5 農業機械・施設の導入等への支援

農業を始めるにあたって、その栽培には機械・施設が必要です。稻作の場合、機械整備一式で1千数百万円程度は必要です。そこで、まずは必要最小限の投資でスタートしましょう。経営内容に合わせて、中古市場、リタイヤ農家の購入や無償譲渡を受けるなど過剰な投資を避けましょう。また、リタイヤする農家から、農地と合わせて機械・施設一式を借りる方法もあります。また、県や市町、JAなどの新規就農者を対象とした農業機械・施設の整備に係る支援措置を活用することも検討しましょう。

認定新規就農者等が対象となる支援(令和7年度) 国(農林水産省)

事業名	事業内容	助成額(率)	担当課等
新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)	農業機械や施設の導入等	事業費の3/4以内 (補助対象事業費上限1,000万円) (経営開始資金交付者は上限500万円)	県農業経営課

県・香川県農地機構

事業名	事業内容	助成額(率)	担当課等
新規就農者の 経営発展支援事業	農業機械・施設や農機具格納庫等の整備 空きビニールハウスなど遊休資産の整備を 支援	事業費の1/3以内 (上限200万円、栽培管理用施設は400万円)	県農業経営課 県農業生産流通課 香川県農地機構
生産力向上 農業機械等整備事業	水稻・麦類・大豆の規模拡大や高品質化、省力・効率化に必要となる農業機械・器具の整備を支援	事業費の30%以内(上限300万円) ※市町補助が別に定める基準を 満たす場合1/3以内 (上限330万円)	
かがわ園芸産地生産力強化対策事業 園芸産地体制強化事業	園芸作物の生産拡大に必要な機械 施設の整備を支援	事業費の1/3以内 ※市町補助が別に定める基準を 満たす場合40%以内 (上限330万円)	
かがわ園芸産地生産力強化対策事業 さぬき讃フルーツ 拡大支援事業	「さぬき讃フルーツ」の生産拡大に 必要な機械施設などの条件整備を 支援	事業費の1/2以内 (1戸あたり上限750万円、 市町補助が別に定める基準を 満たす場合は同じく1,500万円)	
かがわ園芸産地生産力強化対策事業 施設園芸体质強化事業	栽培温室の補強や省エネルギー機械 施設の整備を支援	事業費の1/3以内	
農地集積設備 導入支援事業	県農地機構から農地を借り受け 経営開始又は経営規模拡大に伴う 設備等の導入を支援	事業費の1/3以内(上限30万円)	

JA香川県

事業名	事業内容	融資額	担当課等
地域農業活性化資金 「サンライズ」	生産資材の購入、機械・施設の取得 経営に必要な経費、生活に必要な 経費などを対象とした融資	新規就農者の方は、 原則10万円以上200万円以内	JA香川県各統括店 融資課
JA新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金 への融資	1,000万円以内	

※市町によっては、独自の支援策を設けたり県補助事業等に上乗せして助成する場合がありますので、市町担当課に問い合わせてください。

6 経営基盤となる農地の確保

農地を借りたり購入したりする場合には、農地に関する法律に基づき権利の設定や許可が必要になります。また、農地を借りて経営を開始するためには、貸借前までに事前の準備が必要です。

農地機構では、市町が策定した「地域計画」の達成に資するよう農地貸借を行うことになるため、借受希望者から相談を受けてから、市町や市町農業委員会と協議して貸付可能農地を紹介し、貸借条件の調整を行ったのちに貸借手続きを実施します。

○ 農地中間管理事業による貸借

● 農地貸借の事前準備

まず、各市町で策定した10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画(目標地図)」に、「農業を担う者」として位置付けられている又は位置付けられることが確実であることが必要となります。このため、就農希望地の市町に「農業を担う者」への位置付けについて申し入れを行います。

併せて、貸付け可能農地の紹介を受け、実際に現地を確認して経営に必要な借受け農地を決定します。現地では、進入路の状況、排水の良否、水源、日照条件、畦畔の状態のほか、運搬車などの駐車スペースを確認しておきます。

● 農地利用条件の調整と貸借関係書類の作成

貸借の種類(使用貸借又は賃貸借(賃料が必要))、貸借期間(原則10年以上)等の貸借条件を調整し、農用地利用集積等促進計画を作成します。また、農地所有者と借受者のどちらが水利費や賦課金を負担するのか、畦畔や農道の草刈りなどの作業をどちらが行うかなどを決定し特約事項の同意書を作成します。施設整備や果樹棚の設置、果樹の植栽などを伴う場合は、別途申出書を作成し返還時の条件を明確化しておきます。

● 貸借の決定(貸借開始の2か月前～直前)

提出されました貸借関係書類を基に、関係機関の同意、県への認可申請、県の公告を経て貸借が決定されます。

相談(就農相談など)

貸付け希望農地の紹介

(貸借開始4か月前まで)

受け手による現地確認

地域計画への掲載依頼

(貸借開始3か月前まで)

農地の貸借条件の調整

貸借関係書類の作成

(貸借開始2か月前～直前)

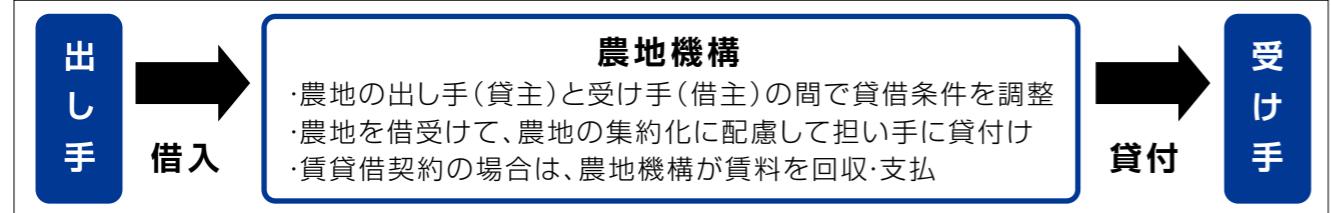
農地機構での諸手続き

貸借の決定・開始

○ 農地を借り受けための条件

- 農地の全てを効率的に利用すること 機械や労働力等を適切に利用する営農計画があること
- 必要な農作業に常時従事すること 農地の取得者が、必要な農作業に常時従事(原則、年間150日以上)すること
- 周辺の農地利用に支障がないこと 水利調整に参加しなかつたり、無農薬栽培エリアで農薬を使用するなど、地域との調和を乱す行為をしないこと

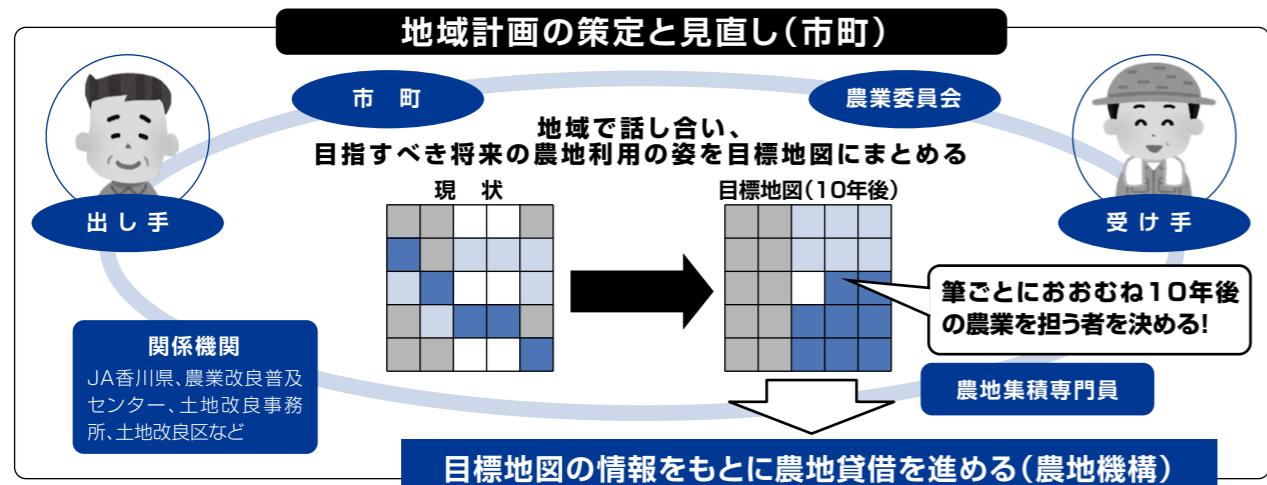
○ 農地中間管理事業の仕組みについて



農地機構が行う農地中間管理事業は大きく分けて3つに分けられます(機構法第2条第3項)。

- ① 農用地等について「農地中間管理権」を取得し、担い手等に貸付けを行う事業
- ② 農用地等について農業の経営又は農作業の受委託を行う事業(本県では未実施)
- ③ 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成、又は復旧、農業用施設の整備その他 当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務、農用地等の管理を行う事業(本県では未実施)

○ 地域計画と目標地図について



農地機構による農地の貸借先の決定は、市町が策定する地域計画(目標地図)に基づくものとなり、目標地図の対象筆に担い手等の農業を担う者が位置付けられている又は位置付けられることが確実な場合に、貸借手続きを進めます(基盤法第22条の5)。

7 農業保険(収入保険・農業共済)

○ 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

1. 加入できる方 青色申告を行っている農業者
2. 対象収入 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
3. 補填の仕組み
 - ・保険期間の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填
 - ・農業者は、保険料、積立金等を支払って加入(任意加入)

○ 農業共済

自然災害で作物の収穫量が減少したり、園芸施設に損害が出た場合や家畜が死亡したり、診療を受けた場合に補償します。

[農業共済の種類：農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、建物共済、農機具共済]

8 住宅確保への支援

■ 香川県全域の空き家バンク 「かがわ住まいネット」

「かがわ住まいネット」は、定住人口の増加を目指す取組みの一環として、移住を希望されている方の住まいを確保するため、県、市町と不動産取引業者団体の連携・協力の下、情報提供を行う空き家バンクです。

- 1 ホームページ かがわ移住ポータルサイト 「かがわ暮(ぐらし)へ
- 2 ページ上部・中ほどの「住む」へ
- 3 「かがわ住まいネット」へ
- 4 区分「借りる」あるいは「買う」で空き家をお探しいただけます

空き家探しワンポイントアドバイス

空き家を見つけるには、根気よく探すことと、地域の人と接して、本気で住みたいと話してみましょう!

理想の空き家を見つけるには、やはりタイミングが大切です。そのためには、「かがわ住まいネット」で探して、各自治体の「空き家バンク」まで、見てみましょう。しかし、できれば、その地域を訪れ、地域の人や役場の人から情報収集したり、イベントなどを通じて地域の人と顔見知りになって情報を聞いたりすることが大切です。特に、一軒家の空き家は、貸してくれるかどうか、物件が出るのを待つ必要があります。まずは根気よく、本気で住みたいことを地域の人にお話しして、探すことが大切です。どうぞ、いい縁がありますように…。

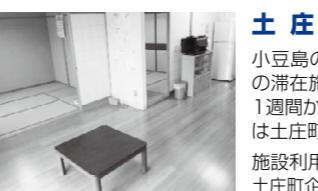
■ 移住体験施設など



観音寺市「お試し移住体験制度」対象宿泊施設
豊浜コミュニティセンター(海の家)
観音寺市豊浜町姫浜55-2
☎ 0875-52-6640
利用時間: 午後5時~翌日9時
利用料金: 1人3,130円(4人以下)

一般の方も利用する宿泊施設です。制度利用者の利用料金は、1人につき1泊あたり2,000円となります。
※3泊以上29泊以内で連泊が条件

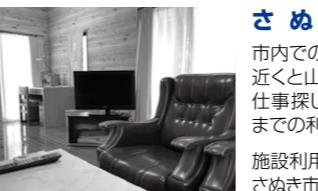
施設利用の事前予約・お問い合わせ
観音寺市政策部ふるさと活力創生課 ☎ 0875-23-7803まで



土庄町
小豆島の土庄町への移住を希望される方向けの滞在施設「土庄町島ぐらし体験の家」は、最短1週間から最長3か月の利用が可能です。詳しくは土庄町までお問い合わせください。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
土庄町企画財政課 ☎ 0879-62-7014まで



小豆島町
小豆島町への移住を検討される方向けに、島暮らしを体験できる移住体験施設や就労者向けのシェアハウスをご用意しています。詳しくは、NPO法人トイエ工までお問い合わせください。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
NPO法人トイエ工 ☎ 0879-82-1199まで



さぬき市
市内の生活をお試しできる体験ハウスを海の近くと山間部にそれぞれ用意しました。住宅や仕事探しの拠点として最短5日から最長90日までの利用が可能です。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
さぬき市総務部政策課 ☎ 087-894-1112まで



綾川町
綾川町への移住を考えている方を対象に、一定期間、町内での生活を体験できるお試し住宅を整備しました。最短1か月から最長3か月までの利用が可能です。綾川町での暮らしを体験してみませんか。
施設利用の事前予約・お問い合わせ
綾川町役場 建設課 ☎ 087-876-5280まで

■ 住まい探しの総合相談窓口 「住まいのコンシェルジュ」

香川県が(公社)香川県宅地建物取引業協会に設置している移住希望者のための住まいの相談窓口です。どこに相談していいか分からない、インターネットでの情報収集に行き詰まつた方は、まずはこちらにお問い合わせください。

お問い合わせフォーム▲



■ 安心して頼れる 民間の不動産事業者 「住まいの応援隊」

知り合いもいない新しい場所で、暮らす場所を決めるのって不安ですよね。香川県には「住まいの応援隊」という心強いセンターがいます。住まいの応援隊は、移住希望者のニーズに合わせた物件の紹介を行うなど、円滑な住まい探しをサポートするための講習を受講した不動産事業者です。

かがわ暮らしの魅力

1 街や自然、アートにあふれる! コンパクトシティ

県庁所在地の高松市には国の出先機関や企業の支店が多く、拠点都市となっています。また大型小売店や飲食店の数、都市公園等の面積の広さ、道路の密度は全国有数で、コンパクトな街の中に快適に暮らせる環境が整っています。交通アクセスも良く、本州とは瀬戸大橋で結ばれ、鉄道・高速バスで気軽に来できる上、高松空港からは羽田線・成田線のほか、国際線も就航しています。また、「世界の宝石」とも称される美しい瀬戸内海は、3年に1度のアートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」の舞台でもあり、通勤や通学の途中など、何気ない日常の中に美しい自然景観と芸術作品が溶け込んでいます。



2 暖暖で快適、災害が少ない好環境

1年を通して日照時間が長く降水量が少ないので、瀬戸内特有の温暖な気候です。他県に比べて自然災害被害額が少なく、暮らしの安心感が移住理由の上位にも挙がるほど。海や山が近い自然の豊かさと、都会的な便利さが共存する香川県は、県内のおよそ半分を讃岐平野が占めています。そのため移動の手段として自転車を活用する県民も多く、市街地や県内主要駅の各所にレンタサイクルポートなども整備されています。

3 新鮮食材&広々住まい ゆとりのある暮らし

うどんが有名な香川県ですが、瀬戸内の漁場や農産地が近いため、近所のスーパーなどでは自然の恵みを受けた新鮮な野菜や魚介類なども豊富に並びます。さらに県内各地にはたくさんの産直市もあり、生産者の顔が見える安心感のもと、旬の食材が手ごろな値段で手に入る環境です。また持家比率が高く、世帯員1人当たりの居住室面積も広いなど、のびのびと過ごせる住環境が得られます。空き家バンクには一軒家の賃貸も多く掲載されていて、紹介サポートも充実しています。



4 子育てと医療もしっかりサポート



香川県には子育て支援拠点が多いほか、広い公園や児童向け施設も多く、子どもを産み育てやすい環境が整っていることも特徴。子どもの医療費無料化や保育料の減免など各市町でさまざまなニーズに対応した子育て支援サービスがあります。また、医療や福祉も充実しており、ICTを活用した遠隔医療ネットワークの整備も進むなど、地方でも高水準の医療が受けられるため、長く安心して暮らすことができます。

5 ビジネスとカルチャーの交流地点

有効求人倍率が全国上位の香川県。移住を考える人のための就職サポートも充実していて、仕事が見つけやすく、活躍できる場がたくさんあります。また、テレワークのためのコワーキングスペースが整備され、サテライトオフィス開設の支援制度もあるなど、転職をしなくともこれから先の時代を見据えた最適な環境で働くことが可能です。



移住に
あたっての
相談先

香川県地域活力推進課 ☎087-832-3125
香川県就職・移住支援センター ☎087-802-4800
香川県東京人材リターンコーナー ☎03-5212-9100
ふるさと回帰支援センター ☎080-2125-1634
香川県大阪人材リターンコーナー ☎06-6281-1661

香川県の主なオリジナル品種

米・麦

①水稻「おいでまい」(平成26年品種登録)

- ◎高温熟性に優れ、粒ぞろいと良食味が特長。
- ◎令和4年産など過去6回(一財)日本穀物検定協会が実施した米の食味ランキングで最高評価の「特A」を獲得。



②小麦「さぬきの夢2009」(平成24年品種登録)

- ◎本県で栽培されている日本麵用小麦はほぼ全て「さぬきの夢2009」。より製麵性の優れる新品種「さぬきの夢2023」(品種登録出願中)に令和9年産で全面切替予定。
- ◎ブランド名「さぬきの夢」で流通。



野菜・花き

①アスパラガス「さぬきのめざめ」(平成17年品種登録) 紫アスパラガス品種「さぬきのめざめビオレッタ」(令和3年品種登録)

- ◎「さぬきのめざめ」は、春の萌芽が早く、多収性が特徴。穂先が開きにくいので、50cm長のロングサイズアスパラガスとしても出荷。
- ◎萌芽が早く、頭部が開き難い品種特性を生かし、従来の3歓栽培から県独自の2歓栽培法を確立。2歓栽培にして通路幅が広くなることによって収穫・防除等の作業効率や品質が飛躍的に向上。
- ◎「さぬきのめざめビオレッタ」は、夏の高温期にも鮮やかな紫での出荷が可能。
- ◎これらと合わせて、ホワイトアスパラガス生産資材の開発により、3色のアスパラガス生産を実現。



②イチゴ「さぬき姫」「よつぼし」(平成29年品種登録)

- ◎全国に先駆けて高設式養液栽培システム(らくちん栽培)を開発し、省力安定生産が可能となった。
- ◎「さぬき姫」の最大の特徴は甘さ。安定した糖度を保ち、酸味が強くなる季節も、甘さと酸味の絶妙なバランスを保つ。糖度も収量性も高い。
- ◎「よつぼし」は国内の4研究機関が共同で育成した種子繁殖性品種。



③カーネーション「ミニティアラ」シリーズ

- ◎剣咲きタイプのスプレーカーネーション「ミニティアラ」は、花の形がティアラ(女性の装飾冠)を思わせ、花が小さく可愛らしいことから命名。
- ◎従来のカーネーションとは花の形が異なることから「フラワーアレンジ」や「いけばな」など、新たなマーケットへの需要が拡大しています。



④ランキュラス「てまり」シリーズ

- ◎「てまり」シリーズは、出荷時のつぼみの形が手毬に似ていることから命名。
- ◎冬季の暖房費が軽減でき、日持ち性、収量性も高いことから生産者が増加傾向にある。全国2位の生産量で、県内生産の約70%が「てまり」シリーズ。



果樹

①キウイフルーツ 多彩な県オリジナル品種

- ◎府中果樹研究所は、国内有数の遺伝資源を有し、これまでに県オリジナルのキウイフルーツ品種12品種を育成。
- ◎「さぬき讚フルーツ」の主要品目としてブランド化を図っており、市場評価も高く、儲かる果樹として有望視。



「香緑」:糖度は15~17度で、糖度16度以上の果実は「スイート16」ブランドで販売され好評。昭和62年に品種登録。

「香粹」:糖度は15~16度で、甘みが強い。重さは30~50g程度の小型品種。平成11年に品種登録。

「さぬきゴールド」:糖度は14~17度で、酸味が少ない。重さは160~200g程度と従来の品種の約2倍。果肉の色は濃黄色。最上級品は「黄様」ブランドで販売。平成17年に品種登録。

「さぬきエンジェルスイート」:糖度は18度程度で酸味が少なく、上品な甘み。種子周辺部が赤くなる。平成25年に品種登録。

「さぬきキウイっこ」:香川大学との共同研究で育成した5品種の総称。品種によって果肉の色は、黄色、黄緑色、緑色。糖度が高く食味が良い。平成26年に品種登録。

「さぬきエメラルド」:糖度が高く食味に優れる。果肉の色は黄緑色。令和3年に品種登録出願。

②オリーブ「香オリ3号」「香オリ5号」(令和3年品種登録)

- ◎国内唯一のオリーブ専門研究機関である小豆オリーブ研究所で育成し、国内初のオリーブ品種として令和3年に品種登録。
- ◎「香オリ3号」:既存品種に比べて果実が大きく炭疽病に抵抗性がある、新漬け・オイル兼用品種。
- ◎「香オリ5号」:ポリフェノールが豊富で辛みと苦みが強く炭疽病に抵抗性がある、オイル専用品種。



○まずはお気軽に御連絡ください○

香川県新規就農・農業経営相談センター

〒761-8078 高松市仮生山町甲263番地1

新規就農の
総合窓口

公益財団法人 **香川県農地機構**

FAX:087-813-3737 E-mail:k-nk@nifty.com

TEL.087-816-3955

一般社団法人 **香川県農業会議**

FAX:087-813-7752 E-mail:kk37006@kgwagr.or.jp

TEL.087-813-7751



就業相談窓口・	<p>香川県農業経営課 〒760-8570 高松市番町4-1-10 TEL.087-832-3406</p> <p>香川県立農業大学校 〒766-0004 仲多度郡琴平町榎井34-3 TEL.0877-75-1141</p> <p>J A 香川県営農振興課 〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431-1 TEL.087-818-4140</p> <p>JA香川県無料職業紹介所「アグリワーク」 〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431-1 TEL.087-818-4156</p> <p>JA香川県担い手サポートセンター 〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431-1 TEL.087-818-4188</p> <p>日本政策金融公庫高松支店 〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階 TEL.087-851-9991</p>
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○就農地が決まれば 現地での相談に○

東讃地区 総合窓口	<p>東讃農業改良普及センター 〒769-2401 TEL.0879-42-0190</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>高松市 〒760-8571 高松市番町1-8-15</p> <p>さぬき市 〒769-2195 さぬき市志度 5385-8</p> <p>東かがわ市 〒769-2792 東かがわ市湊 1847-1</p> <p>三木町 〒761-0692 木田郡三木町 大字氷上310</p> <p>直島町 〒761-3110 香川郡直島町 1122-1</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>農林水産課 TEL.087-839-2422</p> <p>農業委員会 TEL.087-839-2662</p> <p>農林水産課 TEL.087-894-1116</p> <p>農業委員会 TEL.087-894-9212</p> <p>農林水産課 TEL.0879-26-1303</p> <p>農業委員会</p> <p>農林 課 TEL.087-891-3308</p> <p>農業委員会 TEL.087-891-3310</p> <p>建設経済課 TEL.087-892-2224</p> <p>農業委員会</p> </td></tr> </table>	<p>高松市 〒760-8571 高松市番町1-8-15</p> <p>さぬき市 〒769-2195 さぬき市志度 5385-8</p> <p>東かがわ市 〒769-2792 東かがわ市湊 1847-1</p> <p>三木町 〒761-0692 木田郡三木町 大字氷上310</p> <p>直島町 〒761-3110 香川郡直島町 1122-1</p>	<p>農林水産課 TEL.087-839-2422</p> <p>農業委員会 TEL.087-839-2662</p> <p>農林水産課 TEL.087-894-1116</p> <p>農業委員会 TEL.087-894-9212</p> <p>農林水産課 TEL.0879-26-1303</p> <p>農業委員会</p> <p>農林 課 TEL.087-891-3308</p> <p>農業委員会 TEL.087-891-3310</p> <p>建設経済課 TEL.087-892-2224</p> <p>農業委員会</p>
<p>高松市 〒760-8571 高松市番町1-8-15</p> <p>さぬき市 〒769-2195 さぬき市志度 5385-8</p> <p>東かがわ市 〒769-2792 東かがわ市湊 1847-1</p> <p>三木町 〒761-0692 木田郡三木町 大字氷上310</p> <p>直島町 〒761-3110 香川郡直島町 1122-1</p>	<p>農林水産課 TEL.087-839-2422</p> <p>農業委員会 TEL.087-839-2662</p> <p>農林水産課 TEL.087-894-1116</p> <p>農業委員会 TEL.087-894-9212</p> <p>農林水産課 TEL.0879-26-1303</p> <p>農業委員会</p> <p>農林 課 TEL.087-891-3308</p> <p>農業委員会 TEL.087-891-3310</p> <p>建設経済課 TEL.087-892-2224</p> <p>農業委員会</p>		

中讃地区 総合窓口	<p>中讃農業改良普及センター 〒765-0014 TEL.0877-62-1022</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>丸亀市 〒763-8501 丸亀市大手町2-3-1</p> <p>坂出市 〒762-8601 坂出市室町2-3-5</p> <p>善通寺市 〒765-8503 善通寺市文京町2-1-1</p> <p>宇多津町 〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881</p> <p>綾川町 〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮299</p> <p>琴平町 〒766-8502 仲多度郡琴平町 榎井817-10</p> <p>多度津町 〒764-8501 仲多度郡多度津町 栄町3-3-95</p> <p>まんのう町 〒766-0022 仲多度郡まんのう町 吉野下430</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>農林水産課 TEL.0877-24-8845</p> <p>農業委員会 TEL.0877-24-8826</p> <p>農林水産課 TEL.0877-44-5012</p> <p>農業委員会 TEL.0877-44-5013</p> <p>農林 課 TEL.0877-63-6316</p> <p>農業委員会 TEL.0877-63-6322</p> <p>地域整備課 TEL.0877-49-8012</p> <p>農業委員会</p> <p>経済 課 TEL.087-876-5282</p> <p>農業委員会 TEL.087-876-5283</p> <p>農政 課 TEL.0877-75-6709</p> <p>農業委員会</p> <p>産業 課 TEL.0877-33-1113</p> <p>農業委員会</p> <p>農林 課 TEL.0877-73-0105</p> <p>農業委員会</p> </td></tr> </table>	<p>丸亀市 〒763-8501 丸亀市大手町2-3-1</p> <p>坂出市 〒762-8601 坂出市室町2-3-5</p> <p>善通寺市 〒765-8503 善通寺市文京町2-1-1</p> <p>宇多津町 〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881</p> <p>綾川町 〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮299</p> <p>琴平町 〒766-8502 仲多度郡琴平町 榎井817-10</p> <p>多度津町 〒764-8501 仲多度郡多度津町 栄町3-3-95</p> <p>まんのう町 〒766-0022 仲多度郡まんのう町 吉野下430</p>	<p>農林水産課 TEL.0877-24-8845</p> <p>農業委員会 TEL.0877-24-8826</p> <p>農林水産課 TEL.0877-44-5012</p> <p>農業委員会 TEL.0877-44-5013</p> <p>農林 課 TEL.0877-63-6316</p> <p>農業委員会 TEL.0877-63-6322</p> <p>地域整備課 TEL.0877-49-8012</p> <p>農業委員会</p> <p>経済 課 TEL.087-876-5282</p> <p>農業委員会 TEL.087-876-5283</p> <p>農政 課 TEL.0877-75-6709</p> <p>農業委員会</p> <p>産業 課 TEL.0877-33-1113</p> <p>農業委員会</p> <p>農林 課 TEL.0877-73-0105</p> <p>農業委員会</p>
<p>丸亀市 〒763-8501 丸亀市大手町2-3-1</p> <p>坂出市 〒762-8601 坂出市室町2-3-5</p> <p>善通寺市 〒765-8503 善通寺市文京町2-1-1</p> <p>宇多津町 〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881</p> <p>綾川町 〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮299</p> <p>琴平町 〒766-8502 仲多度郡琴平町 榎井817-10</p> <p>多度津町 〒764-8501 仲多度郡多度津町 栄町3-3-95</p> <p>まんのう町 〒766-0022 仲多度郡まんのう町 吉野下430</p>	<p>農林水産課 TEL.0877-24-8845</p> <p>農業委員会 TEL.0877-24-8826</p> <p>農林水産課 TEL.0877-44-5012</p> <p>農業委員会 TEL.0877-44-5013</p> <p>農林 課 TEL.0877-63-6316</p> <p>農業委員会 TEL.0877-63-6322</p> <p>地域整備課 TEL.0877-49-8012</p> <p>農業委員会</p> <p>経済 課 TEL.087-876-5282</p> <p>農業委員会 TEL.087-876-5283</p> <p>農政 課 TEL.0877-75-6709</p> <p>農業委員会</p> <p>産業 課 TEL.0877-33-1113</p> <p>農業委員会</p> <p>農林 課 TEL.0877-73-0105</p> <p>農業委員会</p>		

小豆地区 総合窓口	<p>小豆農業改良普及センター 〒761-4301 TEL.0879-75-0145</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>土庄町 〒761-4192 小豆郡土庄町 淵崎甲1400-2</p> <p>小豆島町 〒761-4492 小豆郡小豆島町 片城甲44-95</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>農林水産課 TEL.0879-62-7007</p> <p>農業委員会</p> <p>農林水産課 TEL.0879-82-7026</p> <p>農業委員会</p> </td></tr> </table>	<p>土庄町 〒761-4192 小豆郡土庄町 淵崎甲1400-2</p> <p>小豆島町 〒761-4492 小豆郡小豆島町 片城甲44-95</p>	<p>農林水産課 TEL.0879-62-7007</p> <p>農業委員会</p> <p>農林水産課 TEL.0879-82-7026</p> <p>農業委員会</p>
<p>土庄町 〒761-4192 小豆郡土庄町 淵崎甲1400-2</p> <p>小豆島町 〒761-4492 小豆郡小豆島町 片城甲44-95</p>	<p>農林水産課 TEL.0879-62-7007</p> <p>農業委員会</p> <p>農林水産課 TEL.0879-82-7026</p> <p>農業委員会</p>		

西讃地区 総合窓口	<p>西讃農業改良普及センター 〒769-1503 TEL.0875-62-3075</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>観音寺市 〒768-8601 観音寺市坂本町1-1-1</p> <p>三豊市 〒767-8585 三豊市高瀬町 下勝間2373-1</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>農林水産課 TEL.0875-23-3931</p> <p>農業委員会 TEL.0875-23-3948</p> <p>農林水産課 TEL.0875-73-3040</p> <p>農業委員会 TEL.0875-73-3046</p> </td></tr> </table>	<p>観音寺市 〒768-8601 観音寺市坂本町1-1-1</p> <p>三豊市 〒767-8585 三豊市高瀬町 下勝間2373-1</p>	<p>農林水産課 TEL.0875-23-3931</p> <p>農業委員会 TEL.0875-23-3948</p> <p>農林水産課 TEL.0875-73-3040</p> <p>農業委員会 TEL.0875-73-3046</p>
<p>観音寺市 〒768-8601 観音寺市坂本町1-1-1</p> <p>三豊市 〒767-8585 三豊市高瀬町 下勝間2373-1</p>	<p>農林水産課 TEL.0875-23-3931</p> <p>農業委員会 TEL.0875-23-3948</p> <p>農林水産課 TEL.0875-73-3040</p> <p>農業委員会 TEL.0875-73-3046</p>		